別添２

町民向け健康教室　仕様書

町民向け健康運動教室の実施にあたり、以下のとおり仕様を定める。

１．事業の目的

町民の、筋力低下によるつまずきからの転倒・骨折を防ぐため、生活習慣病の改善を目的に教室を実施する。

２．用語の定義

町民向け健康運動教室は、運動に関する有資格者を講師とした２種類の教室の総称である。

①　水中運動教室　歩行運動などプールを使用した教室
②　床上運動教室　フロア・運動器具を使った運動教室

３．事業の会場

高森町健康センターあさぎりを主会場とする。

４．事業の利用者

教室を利用できる者は、高森町民、若しくは高森町に籍のある企業・団体の従業員であり、成人の方とする。

（定員に空きがあれば上記に該当しない方が利用してもよい。）

５．教室参加の手続き

指定管理者は、教室参加募集を行う。教室を利用したい者は、高森町健康センターあさぎりに直接申し込み、受講料金を指定管理者に払うものとする。

指定管理者は、所定の手続きが完了した利用者に、教室の日時などを通知します。

６．受講料

１回あたりの教室の受講料は、下表の表示額以下に定める。受講料の中に傷害保険加入金を含む。この金額に条例で定める使用料を加えて受講者を募集することになります。

教室	受講料
水中運動教室	500 円
床上運動教室	500 円

７．開催回数及び開催時間

教室の開催回数及び開催時間は、下記のとおりとする。

① 開催回数　　水中運動教室　２０回以上　　10 講座以上　２期
　　床上運動教室　２０回以上　　２講座以上　２期

② 受講時間　　１時間（準備、片付けの時間は含まない）

８．保険の加入

町民向け健康運動教室は、教室加入申し込みを完了後、速やかに傷害保険に加入する。加入手続きは、指定管理者が一括して行う。保険料掛け金は、受講料に含まれる。

９．事業結果の報告

各年度終了後、教室の事業実績を町に提出する。

10．その他留意事項

①教室の指導を行う者は、運動指導の有資格者とする。
②指導にあたる職員は、１セット内は同じ職員となるよう努力されたい。

この仕様書及び協定書に記載のない事項については、指定管理者と町でその都度協議し決定する。